

[contents]

- 2** 平成27年政令第228号公布
従前額改定率の改定の特例を規定
内閣は平成27年4月30日、国民年金法等の一部を改正する法律附則第74条に基づき、平成27年政令第228号を制定し、従前額改定率の改定の特例が規定された。
- 3** 「ねんきんネット」
「届書の作成」機能を改善
日本年金機構は平成27年4月6日、「ねんきんネット」の「届書の作成」機能を改善し、新たに2届書を追加した。
- 3 ～ 4** 国年保険料の強制徴収集中取組
対象は14,508人
日本年金機構は平成27年4月24日、「国民年金保険料の強制徴収集中取組」の結果を公表した。集中取組の対象となった人は控除後所得額400万円以上の14,508人。
- 5 ～ 6** クローズアップ年金事務所
神奈川県横浜南年金事務所
各課題にPT（プロジェクトチーム）を設けて職員が自ら考えるようにし、また、数値目標に対する職員意識の強化、職員間のコミュニケーション促進にも努めている。

Topics

6月受け取り分から年金額が改定

平成27年度の年金額は、6月受け取り分（4月分）から3月分までの年金額に比べ、基本的に0.9%の増額なる。これは、物価上昇率（2.7%）より賃金上昇率（2.3%）の方が小さいため、賃金上昇率に特例水準の解消（マイナス0.5%）とマクロ経済スライド（マイナス0.9%）を合わせた結果である。

なお、原則として昭和12年度以降生まれの人は、厚生年金の

平成 27 年度の年金額

表1 主な国民年金・厚生年金

給付	平成26年度の額（月額）	平成27年度の額（月額）
老齢基礎年金（満額）	772,800 円（64,400 円）	780,100 円（65,008 円）
1 級障害基礎年金	966,000 円（80,500 円）	975,100 円（81,258 円）
第 1 子・第 2 子の加算額・加給年金額	222,400 円（18,533 円）	224,500 円（18,708 円）
第 3 子以降の加算額	74,100 円（ 6,175 円）	74,800 円（ 6,233 円）
3 級障害厚生年金の最低保障額・中高齢寡婦加算額	579,700 円（48,308 円）	585,100 円（48,758 円）

表2 配偶者に支給される遺族基礎年金（上段は平成 26 年度の額、下段は平成 27 年度の額）

給付	基本額	加算額	合計額（月額）
子が 1 人のとき	772,800 円 780,100 円	222,400 円 224,500 円	995,200 円（ 82,933 円） 1,004,600 円（ 83,716 円）
子が 2 人のとき	772,800 円 780,100 円	444,800 円 449,000 円	1,217,600 円（101,466 円） 1,229,100 円（102,425 円）
子が 3 人のとき	772,800 円 780,100 円	518,900 円 523,800 円	1,291,700 円（107,641 円） 1,303,900 円（108,658 円）

表3 子に支給される遺族基礎年金（上段は平成 26 年度の額、下段は平成 27 年度の額）

給付	基本額	加算額	合計額	1 人の額（月額）
子が 1 人のとき	772,800 円 780,100 円	0 円 0 円	772,800 円 780,100 円	772,800 円（64,400 円） 780,100 円（65,008 円）
子が 2 人のとき	772,800 円 780,100 円	222,400 円 224,500 円	995,200 円 1,004,600 円	497,600 円（41,466 円） 502,300 円（41,858 円）
子が 3 人のとき	772,800 円 780,100 円	296,500 円 299,300 円	1,069,300 円 1,079,400 円	356,400 円（29,700 円） 359,800 円（29,983 円）

表4 配偶者特別加算額の合計額

受給権者の生年月日	平成26年度の額（月額）	平成27年度の額（月額）
昭和 9.4.2 ～昭和 15.4.1	255,200 円 (21,266 円)	257,700 円 (21,475 円)
昭和 15.4.2 ～昭和 16.4.1	288,000 円 (24,000 円)	290,700 円 (24,225 円)
昭和 16.4.2 ～昭和 17.4.1	320,900 円 (26,741 円)	323,900 円 (26,991 円)
昭和 17.4.2 ～昭和 18.4.1	353,700 円 (29,475 円)	357,000 円 (29,750 円)
昭和 18.4.2 ～	386,400 円 (32,200 円)	390,100 円 (32,508 円)

報酬比例部分について特例水準の全てまたは一部が解消しているため、0.9%よりも高い増額となる（具体的な額は表1～表4を参照）。

平成27年5月分以降の年金が

全額支給停止となる場合などについては、5月15日の支払となる。

日本年金機構は、平成27年5月に改定後の年金額で支払いがある年金受給者宛てに平成27年

5月1日、2日に「年金額改定通知書」「年金振込通知書」を送付した（平成27年6月に改定後の年金額で支払いがある受給者には平成27年6月1日から9日に発送）。

平成27年政令第228号公布 従前額改定率の改定の特例を 規定

平成27年4月30日、国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）附則第74条の規定に基づき、平成27年政令第228号（平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令）が公布された。

これにより従前額改定率は表5のように規定される。今回公布された政令の対象は、平成27年3月31日において、物価スライド特例水準を受けている人で、平成14年1月以降の被保険者期間等のみを有する者に対するスライド率の特例を受けている人。適用は平成27年4月1日から。

表5 従前額改定率

【平成27年3月まで】

平成13年4月1日以前の被保険者期間のみを有する者	1.031×1.000
平成13年4月2日以後の被保険者期間のみを有する者	1.031×0.998

【特例水準の適用を受けた人のうち、さらにスライド率の特例を受けた人】

平成14年1月以後の被保険者期間のみを有する者 (平成15年1月以後の被保険者期間のみを有する者を除く)	1.031×0.970
平成15年4月以後の被保険者期間のみを有する者 (平成17年1月以後の被保険者期間のみを有する者を除く)	1.031×0.973
平成17年4月以後の被保険者期間のみを有する者 (平成22年1月以後の被保険者期間のみを有する者を除く)	1.031×0.976
平成22年4月以後の被保険者期間のみを有する者 (平成23年1月以後の被保険者期間のみを有する者を除く)	1.031×0.980
平成23年4月以後の被保険者期間のみを有する者	1.031×0.983

「ねんきんネット」 「届書の作成」機能を改善

日本年金機構は平成27年 4 月 6 日、「ねんきんネット」の「届書の作成」機能を改善し新たに 2 届書を追加したことを公表した。追加された 2 届書は、「国民年金保険料学生納付特例申請書」と「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」で合計11届書が作成可能となった。

「ねんきんネット」は平成23年 2 月末にサービスを開始し、平成27年 2 月現在で約353万人がユーザ登録している。

「ねんきんネット」で作成できる届書一覧

- ・国民年金保険料追納申込書
- ・国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書兼国民年金保険料口座振替依頼書
- ・国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書
- ・年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）
- ・年金加入期間確認請求書
- ・年金受給権者住所・支払期間変更届
- ・年金証書・改定通知書・振込通知書再交付申請書
- ・源泉徴収票・準確定申告用源泉徴収票交付（再交付）申請書
- ・国民年金・厚生年金保険・船員保険・共済年金未支給【年金・保険給付】請求書・年金受給権者死亡届（報告書）
- ・国民年金保険料学生納付特例申請書
- ・国民年金保険料免除・納付猶予申請書

国民年金保険料の強制徴収集中取組 対象は14,508人

日本年金機構は平成27年 4 月 24日、「国民年金保険料の強制徴収集中取組」の結果について公表した。

日本年金機構では、平成25年度から国民年金保険料の強制徴収の取組を強化し、平成26年度は、平成27年 2 月・3 月に集中的に取組を行った。

具体的には、平成27 年 1 月までに督促を行った強制徴収対象者のうち、控除後所得400万円以上かつ未納月数13月以上で国民年金保険料が未納付の人など（14,508人）に対して、平成27年 2 月・3 月に集中して財産調査や差押えなどの手続を実施した。

結果は表 6・7 のとおり。日本年金機構では、今後もこの取組を継続して徹底するとしている。

表6 「国民年金保険料の強制徴収集中取組」の結果

	控除後所得額 400 万円以上	控除後所得額 1,000 万円以上（再掲）
対象者	14,508 人	992 人
納付した人 ^{※1}	9,525 人	744 人
うち差押え実施 ^{※2}	3,046 人	292 人
継続して財産調査中	4,983 人	248 人

※1 納付された人、納付の約束をされた人及び差押えにより国民年金保険料を収納した人の合計人数。

※2 差押えにより国民年金保険料を収納した人数。

表7 強制徴収の実施状況（取組年度に実施した件数）

（ ）内は平成 27.3.31 現在の速報値

取組年度	最終 催告状 ^{※3}	督促状 ^{※4}	財産差押	完納
平成 26 年 4 月～ 平成 27 年 3 月	65,654 件 (4,535 件)	46,586 件 (2,562 件)	14,999 件 (601 件)	58,947 件 (3,700 件)
平成 25 年 4 月～ 平成 26 年 3 月	78,030 件 (4,753 件)	46,274 件 (2,323 件)	10,476 件 (598 件)	44,222 件 (把握していない)

※3 最終催告状…強制徴収の対象者に対し、納付書とともに送付する催告文書。記載した指定期限までに納付を求め、指定期限までに納付されない場合は、滞納処分（財産差押え）を開始することを明記している。

※4 督促状…最終催告状送付後、指定期限までに納付されない者に対し納付を督促する文書。督促状の指定期限までに納付されない場合は、滞納処分が開始され、延滞金が課せられるほか、滞納者だけでなく連帯納付義務者（滞納者の世帯主や配偶者）の財産差押えが実施される。（国税徴収法）

「正しく年金を受け取っていただくためのお願い」

日本年金機構は、平成27年5月1日、厚生労働省との連名で「正しく年金を受け取っていただくためのお願い」(リーフレット)をホームページに掲載した(<http://www.nenkin.go.jp/n/data/service/00000027928RNroGHP6h1.pdf>)。

内容は次のように、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」による自分の最新の年金記録の確認を促し、「もれ」「誤り」を未然に防ぐことを目的としている。

Ⅰ「ねんきんネット」で確認できること、「年金事務所」で確

認できること。

- ・日本年金機構で管理しているもの
- ・「ねんきんネット」で確認できること
- ・年金事務所の窓口だけで確認できること

Ⅱ年金記録に関して、年金事務所の説明にご納得いただけない場合は、厚生労働省(地方厚生(支)局)に対し訂正請求手続きを行うことができます。

- ・年金事務所での年金記録に関する説明に納得できない場合
- ・地方厚生(支)局長の決定に不服があるときなど

Ⅲその他の、正しく年金を受け取っていない、次のようなケースでは、ぜひもう一度ご相談を。

- ・「25年の受給資格期間」があるのに、または「25年の受給資格期間」を満たさないと考えて、69歳になっても、まだ年金の請求をしていない。
- ・年金記録に関する紙台帳等の調査結果のお知らせなどにより、「正しいと思われる自分の年金記録が見つかった」という通知を受け取っても、まだ確認していない。など

◆持ち主不明記録について

日本年金機構で管理しているもの (届出された内容に基づく記録)		「ねんきんネット」で確認できること	年金事務所の窓口だけで確認できること
1	お客様の氏名・生年月日・住所	・これまでに勤務先等から届出された内容に基づく記録の確認 ※日本年金機構で管理している直近の記録のみ表示	・旧姓による検索や他の読み方での検索、異なる生年月日での検索が可能 ・内容に変更や誤りがあった場合、届出により変更が可能
2	勤務先でのお客様の年金記録	・勤務先から届出された内容に基づく記録の確認 ・年金制度に加入していない期間、報酬に大きな変動	・厚生年金へ加入した日 ・厚生年金の資格を失った日は年月日まで確認が可能

お知らせ 6月号から「年金広報」が変わります！

これまでの「ねんきん最前線・市区町村 VOICE」「クローズアップ年金事務所」や年金情報のページに加えて、**長沼明氏**(浦和大学客員教授・前埼玉県志木市長)による「**プロのための年金講座**」を開設します。年金について、疑問が多い事項、誤りやすい事項、わかりにくい事項などについて、具体的に解説します。

【クローズアップ年金事務所】

各課題にPTを設けて職員を配置 数値目標を意識しサービス向上に努める

横浜南年金事務所（神奈川県）

横浜南年金事務所は、横浜市の南区、港南区、磯子区、金沢区の4区を管轄する。管内の人口は約78万人、事業所数は6,832件と、扱う規模は大きい。一方で職員数は67名（内訳：正職員29名、准職員8名、有期職員29名、アシスタント職員1名）と限られているため、いかに効率的かつ良質なお客様対応をするかが課題だ。民間出身の所長のもと、事務所内の各課題にプロジェクトチーム（PT）を設けて職員が自ら考えて対応するようにしているほか、数値目標に対する職員意識の強化、職員間のコミュニケーション促進にも努めている。



全員参加型の企画で職員間の コミュニケーションづくり

伊野正芳所長は電機メーカーの営業管理職からの転身。日本年金機構には平成22年1月の発足と同時に愛知県の年金事務所の副所長に就任、平成25年4月より現職だ。

「民間出身だからこそ、機構組織内の改善すべき点がいろいろ見えてくる」と伊野所長。副所長時代から含め、縦割り主義の解消や、事務所内の整理整頓、職員一人ひとりが自ら考えて対応するという職員意識の構築のために、「サービスの向上」「きれい化」など事務所内のさまざまな課題について、全所体制で取り組んできた。

横浜南に着任してからは、行動計画の目標（数字）に対する職員の意識を高めることが必要

と実感。各課の会議において、目標にどれだけ到達したかの効果測定や、季節指数などの実績データの分析・管理を徹底して行わせ、数字に対する意識を持つよう指導をしている。「この1年で各自の目標意識は大きく飛躍したと思う。今年度は効率的な年間計画を組み立て、それを着実に実施させていく方針です」。また、業務運営にまつわる諸問題は、職員全員で取り組むようプロジェクトチーム（PT）を設け、職員を配置して対応させている。

職員同士のコミュニケーションづくりも必要だ。所長に着任した当初は、他課の職員の顔と名前が一致しないという職員もいた。そこで、PTを中心に「全員参加型」の行事やレクリエーションを立案して実施している。

管内の人口は約78万人と大規模。工場などの事業所も多いが、比率としては住民が多い「住民系」の年金事務所なので、組織規模の割に来客が多く、神奈川県で2番目である。必然的にお客様対応の時間や書類の処理量が増え、各課とも残業が増える。「サービス向上のためにも職員の健康管理は大切。厳し

い環境下でどう残業を削減できるか、職員全員で試行錯誤しているところです」。

また、同事務所の建物は昭和25年建築と古いので、整理整頓等にも気を付けている。待合室は「お客様への情報発信の場所」とも位置付け、「どの曜日・時間が相談の待ち時間が少ないか」が一目でわかる表示なども作成して壁に貼っている。「お客様をお待ちする体制は、ほぼ整いつつあると思いますが、あとはどれだけ地域に密着し、地元のお客様に愛される事務所になれるかですね。職員一人ひとりがその思いを毎日忘れず、業務に励んでいくことが大切だと肝に銘じ、日々精進して参ります」。

地域年金展開事業 PT を設置 若手職員を講師に育成

「地域年金展開事業では、今年度から新たに専門のPTを立ち上げ、採用して1～4年目の若い職員を年金セミナーの講師として育成しています」と話すのは山岸勝昭副所長。今まで年金セミナーは役職者が中心になって進めてきたが、今後は若い職員を育成し、人前で自分の意見をわかりやすく伝えるプレゼン



目標数値や達成数値をグラフで「見える化」し、職員のモチベーションをアップ。

テーション能力を身に付けさせていくことが不可欠と考えた。

「特に学校での年金セミナーは、学生たちと年齢が近い職員が講師となって説明したほうが、学生たちは食い入るように聞いてくれます。地域年金展開事業等を通じて、若い人や地域の方に年金を理解していただき、もっと身近なものに感じてもらえるように頑張ります」。

事業所の立場も考慮しつつ 根気強く適用につなげていく

厚生年金適用調査課は職員12名（適用チーム7名、調査チーム4名）。管内の厚生年金の適用事業所数は今年3月末時点で6,832事業所、被保険者数9万2,789人となっている。

「管内4区のうち、磯子区・金沢区は工業地域で、規模の大きい会社が多い。一方で、南区・港南区は住宅地や商業地域で、規模の小さい会社が多い。地域的な人の気質としては、割と穏やかで癖がないのが特徴かもしれません」と佐々木隆治厚生年金適用調査課長。

事業所調査では、事業主自らが業を営んでいる場合も多く、電話が繋がらないことや、「(人手がなく)忙しい」という理由で調査に難色を示す事業主もいる。時期をずらす、訪問に切り替えるなど、事業主の都合に配慮して根気強く対応している。

また、未適用事業所の適用促進では、景気が上向きとはいえ、まだまだ中小企業の中には経営に苦労している会社もあり、「それなのになぜ社会保険に入らなければいけないのか」という事業主もいる。「事業所の立場に立ってわかりやすい言葉で説明し、事務処理も正しく確実にを行い、皆様に信頼していただけるように努めていきます」。

事業所への厳しい対応も必要 職員の育成が課題

厚生年金徴収課の職員は7名。管内の厚生年金保険料の収納率は今年3月末で97.74%と、前年同月比で0.41ポイント増だ。

課題は人材育成。「徴収業務は、ときとして事業所に厳しい態度を取ることが必要なので、他課で『お客様に満足していただけるサービス』を心がけてきた職員が厚生年金徴収課に異動したばかりのときはギャップを覚える。人の入れ替わりがどうしても発生するなかで、隙間のない対応をするにはどうしたらいいかを日々考えています」と和賀靖幸厚生年金徴収課長は語る。

「保険料負担の公平性、公的年金制度等に対する信頼確保の観点から、保険料収入の確実な確保に努めていきます」。

自治体と年4回意見交換 強い組織づくりをめざす

国民年金課の職員は20名。管内の平成26年度（3月末）の国民年金保険料の納付率は61.37%だ。「20歳の職権適用については、外回りや市場化業者を活用し、できるだけ早く免除の勧奨を行うようにしています」と、相馬義宗国民年金課長は言う。

管内4区の自治体との関係も良好だ。年4回、4区の職員と意見交換の場を持ち、より良いサービスの向上などについて情報や意見を交換をしている。

「年金業務においては信頼の回復が第一。基幹業務を着実にを行い、地域展開事業やこれから始まるマイナンバーなどもしっかり



相談ブース。

り行いたい。安定的かつ強い組織づくりをめざします」。

有期の職員が大量退職 早急なスキルアップが必要

お客様相談室の職員は21名。相談ブースは常設10だ。なんといっても同事務所の相談者数は県内2位。今年4月の相談者数は、少ない日で131件、多い日は176件だった。「待ち時間は30分以内をめざしていますが、休み明けは60分以上になることもある」と川浦淳彦お客様相談室長は説明する。

職員のスキルアップ対策としては、朝礼等での伝達研修のほか、所内全体で年2回ほどのテーマ別研修を行っているが、今年度は新たに窓口職員用のテーマ別研修を増やしたいと考えている。というのも、このほど有期のベテラン職員が雇用期間終了で6人も退職したため、職員の早急なスキルアップが必要だからだ。「他課の職員でも相談支援できる者を育成していく予定です」。



前列中央が伊野正芳所長。その右が山岸勝昭副所長、左が佐々木隆治厚生年金適用調査課長。後列は左から川浦淳彦お客様相談室長、和賀靖幸厚生年金徴収課長、相馬義宗国民年金課長。